

北空知広域水道企業団情報公開事務取扱要綱

（平成13年12月25日 訓令第1号）

改正 平成18年 3月24日訓令第1号

改正 平成28年 3月23日訓令第1号

（趣旨）

第1条 北空知広域水道企業団情報公開条例（平成13年条例第7号。以下「条例」という。）に定める情報の公開についての事務処理は、別に定めがある場合を除き、この要綱の定めるところにより行うものとする。

（窓口の設置）

第2条 情報公開制度の円滑な運用を図るため、事務局総務係（以下「総務係」という。）に、情報公開についての窓口を置く。

（総務係の行う事務）

第3条 総務係においては、情報公開の窓口として、次に掲げる事務を行うものとする。

- （1）公文書の公開についての案内及び相談に関すること。
- （2）公文書公開請求書（規則別記様式第1号。以下「請求書」という。）の受付及び公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）に対する決定の通知の送付に関すること。
- （3）公文書の写しの作成及び送付に要する費用の徴収に関すること。
- （4）公開請求に対する決定についての審査請求の受付及び当該審査請求に対する裁決又は決定の通知の送付に関すること。
- （5）公文書目録の作成の取りまとめに関すること。
- （6）北空知広域水道企業団行政不服審査会（以下「審査会」という。）に関すること。
- （7）情報提供に関すること。
- （8）情報公開の実施状況の取りまとめ及び公表に関すること。
- （9）その他情報公開についての各実施機関との連絡調整に関すること。

（主務係の行う事務）

第4条 公文書を所管する係（係に相当する組織を含む。以下「主務係」という。）においては、次に掲げる事務を行うものとする。

- （1）公開請求の受理及びこれに対する決定に関すること。
- （2）公文書の公開の実施に関すること。
- （3）公文書の写しの作成に関すること。
- （4）審査請求の受理及びこれに対する裁決又は決定に関すること。
- （5）審査会への諮問に関すること。
- （6）主務係の公文書に係る公文書目録の作成に関すること。
- （7）主務係における情報提供に関すること。

（公文書の公開事務）

第5条 総務係は、公開請求のあった場合は、主務係と協議し、請求の内容が公開請求として対応すべきものであるかどうかを確認し、公開請求としてでなく情報提供で対応できる場合は、主務係に案内する等適切に対応するものとする。

2 主務係に直接公開請求のあった場合は、当該主務係では相談に応じるが、請求書の受付は行わないものとする。また、直ちに公開が可能なもの等は、情報提供として当該主務係において対応するものとする。

3 条例第15条（他の法令等との調整）に該当する公文書については、公文書の公開を実施しないので、その旨を説明する等適切に対応するものとする。

（請求書の受付）

第6条 公開請求の受付は、請求書により総務係において行う。

2 公開請求のあった公文書については、公文書目録等により検索し、又は主務係と連携して当該公文書の存在の有無を確認し、当該公文書の件名又は内容についての特定を行うものとする。ただし、公開請求のあった公文書が2つ以上の係に存在するときは、当該公文書に係る事務を所管

する係をもって主務係とする。

3 請求書の記入指導に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 同一人から同一の主務係に複数の公開請求があった場合は、1枚の請求書により受け付けることができるものであること。

(2) 請求手続は、原則として本人が行うものであるが、本人に代わって行うことができるものであること。

(3) 「氏名」欄には、氏名のみ記入し、押印は要しないものであること。

4 請求書の受付に当たっては、次に掲げる事項を確認するものとする。

(1) 「連絡先」欄は、法人その他の団体の担当者の氏名及び電話番号が記入してあること。

(2) 「公文書の件名又は内容」欄は、請求の対象となる公文書を特定するための欄であるので、件名又は内容が公文書を検索できる程度に具体的に記入してあること。

(電話又は口頭等による請求)

第7条 公開請求は、条例第8条により書面による請求を定めており、電話又は口頭による請求は、認めないものとする。

2 郵送による請求があった場合は、内容を確認し、不備な点については、電話等で確認するものとする。

3 請求書を受け付けた場合は、請求書に受付印を押した後に請求書の写しを作成し、当該請求書の写しを請求者に交付するとともに、次に掲げる事項について説明するものとする。

(1) 公文書の公開は、14日以内に請求に応ずるか否かの決定を行うこととし受付と同時に実施しないこと、及びやむを得ない理由があるときは14日の期限を30日まで延期することがあり、このときは公文書公開決定延期通知書（規則別記様式第4号。以下「決定延期通知書」という。）あるいは公文書の公開拒否決定通知書（規則別記様式第3号）により請求者に対し通知すること。

(2) 公文書の公開に関する決定の通知は、公文書（公開・部分公開・非公開）決定通知書（規則別記様式第2号。以下「決定通知書」という。）により行うこと。

(3) 公文書の公開を実施する場合には、手数料は無料とするが、当該公文書の写しの交付を行う場合には、当該写しの作成及び送付に要する費用は徴収すること。

(受付後の請求書の取扱い)

第8条 総務係で請求書を受け付けた日をもって、条例第7条第1項に規定する請求書を受理した日として取り扱うものとする。

2 総務係は、請求書を受け付けた場合は、当該請求書の写しを主務係に速やかに送付するものとする。

(公開の決定等)

第9条 主務係は公開請求のあった公文書の内容について条例第5条第1項の各号（公開請求のあった公文書が不存在の場合を含む。）に該当するかどうかを検討するものとする。

2 主務係は、請求に応じるか否かの決定を行うに当たっては、総務係及び当該公文書に係る各係と協議するものとし、起案文書には請求書の写し及び決定通知書の案、必要な場合には公開請求のあった公文書の写し等を添付するものとする。

3 公文書の公開は原則として、事務局2階事務室を利用するものとする。ただし、フィルム・磁気テープで機器を用いなければ視聴することができない場合、当該公文書とその保管場所から移動できない場合は、公開可能な他の場所を指定するものとする。

4 請求に応じるか否かの決定をした場合は決定通知書、又は決定の延期をした場合は決定延期通知書を遅滞なく作成し、総務係へ提出するものとする。総務係は、主務係よりこれらの書類が提出された場合は、速やかに請求者に送付し、その写しを保管するものとする。

(公開の実施方法)

第10条 公文書の公開は、あらかじめ決定通知書により指定した日時及び場所において、原則として当該公文書の主務係の職員が立会いのもと実施するものとする。

2 公文書の公開を実施する際には、請求者に対して、決定通知書を提示するよう求め、決定通知書を確認した後、公文書の公開を実施するものとする。

3 公文書の公開に際しては、請求者の求めに応じ、必要な説明をし、写しの交付を行う場合は、

その写しの作成部分等を請求者に対し確認するものとする。

（指定日時以外の公文書の公開の実施）

第11条 請求者から指定の日時に来庁できない旨の連絡があった場合、又は請求者が指定の日時に来庁しなかった場合は、請求者と相談の上、別の日時に公文書の公開を実施することができるものとし、この場合、新たに決定通知書は交付しないものとする。

（費用の徴収）

第12条 写しの交付に要する費用は、次のとおりとし、原則として現金によるものとする。

（1）北空知広域水道企業団が設置する電子複写機により写しを作成する場合 写し1枚につき10円

（2）その他の方法により写しを作成する場合 写し1件につき当該作成に要する費用

（3）写しを作成する場合のA3判以上のサイズについては、A3判に換算して徴収する。

2 写しの送付に要する費用は、送料に相当する額とし、原則として切手によるものとする。

3 費用の納入は、原則として前納とし、費用の徴収に係る事務は、総務係において行うものとする。

（審査請求があった場合の取扱い）

第13条 条例上の処分等に係る、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「法」という。）に基づく審査請求は、審査請求書（別記様式第1号。正副2通）を提出してするものとし、原則として総務係で受け付けるものとする。

2 総務係は、前項に基づき審査請求書を受け付けたときは、その写しを主務係へ送付するものとする。

（審査請求の審査）

第14条 審査請求書は、法に基づき、次の要件について確認の上、受け付けるものとする。

（1）審査請求人の押印の確認

（2）審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所（審査請求人が、法人その他の団体若しくは財団であるときは代表者又は管理人の氏名及び住所、総代を互選したときは総代の氏名及び住所、又は代理人によって審査請求をするときは代理人の氏名及び住所も記載する。）

（3）審査請求期間（条例上の処分等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内）内の審査請求であるか否かの確認

（4）審査請求適格の有無（「処分」によって直接に自己の権利利益を侵害されたものであるか否か。）

2 処分に対する審査請求があった場合は、前項の他に次の要件について確認するものとする。

（1）審査請求に係る処分

（2）審査請求に係る処分があったことを知った年月日

（3）審査請求の趣旨及び理由

（4）処分庁の教示の有無及びその内容

（5）審査請求の年月日

3 不作為に対する審査請求があった場合は、第1項の他に次の要件について確認するものとする。

（1）当該不作為に係る処分その他の行為についての申請の内容及び年月日

（2）審査請求の年月日

（審査請求の補正）

第15条 主務係は、審査請求が前条の要件を満たさず不適法であっても、補正できるものであるときは、審査請求補正命令書（別記様式第2号）により相当の期間を定めて審査請求人に対して補正を命じるものとする。

（審査請求の却下）

第16条 審査請求が次のいずれかに該当する場合は、当該審査請求について却下の決定を行い、審査請求に対する決定（裁決）に基づく公開に係る通知書（規則別記様式第10号。以下「決定（裁決）通知書」という。）の謄本を審査請求人に送達しなければならない。

（1）審査請求が不適法であり、かつ、補正不能である場合

（2）補正命令に応じなかった場合

（3）補正命令に定める補正の期間を経過した場合

（主務係における再検討）

第17条 条例第9条第1項の決定について審査請求があった場合、主務係は再検討を行い、その結果、公開請求に応じない決定を取り消して公開請求に応ずる決定を行うときは、審査会に諮問しないものとする。

（審査会への諮問）

第18条 主務係において再検討を経た後、公開請求に応じない決定が妥当であると判断した場合には、速やかに公文書公開審査請求に関する諮問書（規則別記様式第8号）に次の書類を添えて審査会に諮問するものとする。

- （1）請求書の写し
- （2）決定通知書の写し
- （3）審査請求書及び添付書類の写し
- （4）その他必要な書類（当該公文書の写し等）

2 主務係は、必要に応じ、審査会に出席し、意見陳述、説明又は必要な書類の提出を行うものとする。

（審査会からの答申の取扱い）

第19条 審査会から答申があった場合には、主務係はその答申に基づき、公開請求に応じるか否かの裁決又は決定を行うものとする。総務係は、主務係から決定（裁決）通知書の送付を受けた場合は、速やかに審査請求人に送達するものとする。

（情報の提供）

第20条 主務係は、条例第3条第2項の規定に基づき、情報の提供ができるものについては公文書の公開の手続によらないで、その保管する水道行政に関する資料により積極的に提供を行うものとする。この場合において、主務係は、個人のプライバシーを侵害しないよう十分配慮しなければならない。

2 総務係は、情報の提供を積極的に行うため水道行政に関する資料を収集し、整理するとともに当該資料を住民の利用に供するものとする。

（その他の審査請求があった場合の取扱い）

第21条 法に規定する審理手続のうち、この要綱で定めるもの以外のものは、法律に特別の定めがある場合を除く外、この要綱の事務に準じて取扱う。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日訓令第1号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日訓令第1号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第14条関係）

不 服 申 立 書 年 月 日 (実施機関) 様 (不服申立人及び代理人) 住所 氏名 (印) 生年月日 年 月 日 北空知広域水道企業団情報公開条例第10条の規定に基づき、(処分・不作為)に対する不服申立てをします。	
処分の内容又は不作為に係る処分についての申請の内容	
処分を受けた又は申請をした年月日	年 月 日
*処分があったことを知った年月日	年 月 日
*審査請求の趣旨及び理由	
*処分庁の教示の有無及びその内容	
問い合わせ先 (担当係)	事務局 係 電話 内線

*印は、処分に対する審査請求の場合のみ記入してください。

別記様式第2号（第16条関係）

不 服 申 立 補 正 命 令 書	
北空水 第 号 年 月 日	
様	
(実施機関) (印)	
あなたが 年 月 日に当庁に対して行った審査請求については、次の点が不備です。本書到達の日の翌日から起算して14日以内に書面で補正するよう、行政不服審査法第21条の規定により命じます。	
不備な点	
問い合わせ先 (担当係)	事務局 係 電話 内線

別記様式第3号（第17条関係）

不 服 申 立 裁 決 (決 定) 通 知 書	
北空水 第 号 年 月 日	
様	
(実施機関) (印)	
あなたが 年 月 日に当庁に対して行った審査請求については、次のとおり裁決(決定)したので通知します。	
主文	
理由	
1 審査請求の趣旨及び理由	
(1) 審査請求の趣旨	
(2) 審査請求の理由	
2 認定事実及び判断	
3 よって(以上のとおり)、本件審査請求は、 であるから、行政不服審査法第 条第 項の規定により、主文のとおり裁決(決定)する。	

別記様式第4号（第19条関係）

情報公開審査諮問書 北空水 第 号 年 月 日 様 （実施機関） （印） 年 月 日に請求のあった公文書の公開についての諾否の決定に対して不服 申立てがありましたので、北空知広域水道企業団情報公開条例第10条第2項の規定により諮 問します。	
請求に係る公文書の件名又は内容	
当初における実施機関の決定の内容	
審査請求の受理年月日	年 月 日
審査請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)